

## 身体的拘束最小化に関する指針

### 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え

身体的拘束は患者の生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。メディカルパーク野村病院（以下「当院」という）では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を意識し最小化を目指し、医療チームにより合意形成した医療安全対策を行うことで、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束を行わない医療・看護の提供に努める。

### 2. 基本方針

#### 1) 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を言う。

##### 【身体的拘束の具体的要件】

- ①激しい体動等により転倒・転落の危険性が高い。
- ②意識障害、興奮、不穏等で身の危機を予知できない。
- ③暴力行為等により、自傷、他人に損傷を与える恐れがある。
- ④医療機器やライン、ドレーン、チューブ類を抜去しようとし治療が完全に行えない。
- ⑤病的反射や不随意運動等により、自分の意志で体動を抑えられない。

なお、当院では以下に掲げる行為については身体的拘束の対象とはしない。

##### 【身体的拘束の対象外】

- ①肢体不自由や体幹機能障害を持つ患者が残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施するもの  
◎離床センサーマット◎オーバーテーブル使用時の4点柵
- ②患者の不穏・興奮状態の鎮静や睡眠導入、体力の維持など治療を目的として薬剤を用いて行う行動制限

ただし、これらの行為においても患者の行動や意思表示等が制限されるため、患者の人権と自由を尊重する観点からその実施は最小限に留める。

#### 2) 身体的拘束の原則禁止

患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないこととし、職員一人一人が以下のことを心がける。

- ①身体的拘束は廃止すべきものであり、廃止に向けて常に努力（創意工夫）する
- ②容易に「やむを得ない」で身体的拘束を行わない（身体的拘束を許容する考え方はしない）
- ③全員の強い意志でケアの本質を考える
- ④患者の人権を最優先にする
- ⑤医療及び福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ

⑥身体的拘束を行った場合、廃止する努力を怠らず、常に「身体的拘束ゼロ」を目指す

### 3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

#### ①要件

患者本人または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として次の三要件を満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

切迫性	患者本人または他の患者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護(介護)方法がないこと
一時性	身体的拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

#### ②説明と同意

上記三要件について、医師・看護師を含む多職種での検討のうえ医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を行うことを原則とする

#### ③身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束マニュアル」に準ずる。

- ・身体的抑制物品の病棟外一元管理：1階師長室（管理台帳使用）し運用する。

### 3. 身体的拘束を行わないための取り組み

身体的拘束を必要としない医療・ケアを実現するため、以下の事項に取り組む。

#### 1) 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去

危険行動が起こる原因には患者の病状によるもの以外に医療者の関わり方や療養環境に起因することもありうる。身体的拘束をせざるを得なくなる原因を徹底的に探り、除去できるものであれば除去に努める。

##### 【具体例】

- (1) 患者が安心して意向を伝えられる環境を作る
- (2) 静かで落ち着いた環境を提供する
- (3) ゆっくり傾聴し、否定的・抑圧的な言動をしない「スピーチロック※」に該当する言動を行わない。  
(※)「ダメ」「してはいけない」等の言葉で患者の行動を制止すること
- (4) 家族関係や社会背景を把握する
- (5) 家族との面会を増やし、ストレスを軽減する
- (6) 自分で出来ることは自身でしてもらい見守る
- (7) 身体的拘束に該当しない行動制限（身体または衣類に触れない用具の使用等）も最小限とする

#### 2) 薬剤による行動制限の適正化

薬剤による行動制限は身体的拘束には当たらないが、漫然と使用することのないよう、まずは薬剤を用いない対応を検討する。使用に際して患者・家族等に説明の上理解を得るとともに必

要最低限に量に留め。「ドロック※」等の過剰投与とならないよう留意する。

(※) 向精神薬を過剰に投与して患者の行動を制限すること

【具体例】

- (1) 生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう適正量の使用とする。
- (2) 行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、患者の不利益が生じない量を使用する。
- (3) 不眠時や不穏時に薬剤を使用する際は、当院の「不眠時・不穏時の指示」に従う。また効果が乏しい場合や対応に苦慮する場合は専門医（神経内科医）に相談する。

3) 以下の5つの基本的ケアを十分に行い、患者の生活リズムを整える。

①起きる	人間は座っているとき、重力が上からかかることで覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることが分かる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのは助けることは人間らしさを追求する第一歩である。
②食べる	人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防になり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。
③排泄する	なるべくトイレで排泄することを基本に考える。おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物が付いたままになっていると気持ち悪く「おむついじり」などの行為に繋がることになる。
④清潔にする	きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔なことがかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れず不穏になったりするもある。皮膚をきれいにすることは本人も快適になり、周囲もケアしやすく、人間関係も良好になる。
⑤活動する アクティビティ	その人の状態や生活歴にあったよい刺激を提供することが重要である。その人らしさを追求するうえで心地よい刺激が必要である。

#### 4. 身体的拘束等最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化に係る身体的拘束最小化チーム（以下「チーム」という）を設置する。

委員会は、3か月に1回（3月・6月・9月・12月）開催する。

1) チームの構成

医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション（理学療法士、作業療法士または言語聴覚療法士）、放射線技師、栄養士、事務員など多職種により構成する。

2) チームの役割（毎週水曜 13:15～ラウンド実施）

①週1回の病棟ラウンドにより身体的拘束の実施状況を評価し、妥当性を確認する。

身体的拘束の代替案・拘束解除に向けての検討を行う

②身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。

③身体的拘束の実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。

④定期的に本指針および身体的拘束マニュアルに見直しを行う。

⑤身体的拘束最小化のための研修を下記の通り企画・開催する。

●全職員対象に年に2回以上開催する ●新規採用時

⑥委員会での検討内容・結果について、議事録を作成し検討内容を職員へ周知を行う。

## 5. 身体的拘束を行う場合の対応（別紙「身体的拘束マニュアル」参照）

患者等に生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行ななければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- 1) 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。拘束が必要と認められた場合、医師は身体的拘束開始指示を行う。
- 2) 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束開始同意を得る。ただし、直ちに拘束を要する切迫した状況で事前に同意を得ることが困難な場合は、開始後直ちに家族等に説明し同意を得る。

説明内容：①身体的拘束を必要とする理由

②身体的拘束の具体的な方法

③身体的拘束を行う時間・期間

④身体的拘束による合併症

なお、患者・家族等の同意を得られない場合は、身体的拘束をしないで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。

- 3) 身体的拘束開始時に、使用する抑制具と抑制部位、時間、その際の患者の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由を記載する。
- 4) 身体的拘束継続中は、早期解除に向けた多職種によるカンファレンスを毎日実施する。カンファレンスでは、やむを得ず拘束を行う三要件を踏まえ、継続または解除の必要性を評価し、医師が指示を行う。
- 5) 併せて、身体的拘束継続中は、患者の状態、拘束が必要な理由、拘束部位を患者・家族等に分かりやすく説明する。
- 6) 身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、医師の指示のもと速やかに拘束を解除・記録し、その旨を家族へ連絡する。

## 6. 本指針の閲覧

本指針は電子カルテに掲示し、全職員が閲覧できるようにするほか、患者・家族等がいつでも閲覧できるよう当院のホームページに掲載する。

### 附則

- 1 この指針は、令和8年4月15日より全面改訂施行する

医療法人メディカルパーク 野村病院  
身体的拘束最小化チーム・医療安全管理委員会